

第3次村上市教育基本計画（案）

「郷育（さといく）のまち・村上」

～郷さとに育ち・郷さとを育て・郷さとが育てる～

令和4年3月

村上市教育委員会

目 次

I	教育基本計画の策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
	（1）取組の経緯	
	（2）本市の課題	
	（3）国や県の動向	
	（4）今後の方向	
2	計画の位置付け	3
3	計画策定期間	3
4	進行管理	3
II	村上市の教育の目指す姿	4
1	教育の基本理念	4
2	教育の基本目標	6
III	教育施策の基本方針	10
1	子どもたちを育む学校教育の充実	10
2	生涯を通じた学びと成果活用の推進	11
3	後世につなぐ郷土の歴史・文化の保存活用	12
4	心身ともに充実するスポーツの振興	12
IV	計画の推進体制と実施施策	13
V	実施計画（実施施策別）	16
	・基本施策1 地域と連携した教育の推進	16
	・基本施策2 学ぶ意欲と確かな学力の向上	19
	・基本施策3 豊かな心と健やかな体の育成	22
	・基本施策4 誰もが安心して学べる環境づくりの推進	25
	・基本施策5 望ましい教育環境の整備	27
	・基本施策6 家庭教育支援の充実	29
	・基本施策7 ライフステージに応じた学習機会の提供	30
	・基本施策8 主体的・協働的な学びの推進	33
	・基本施策9 「むすび、つながる」公民館活動の充実	34
	・基本施策10 学びを高める読書活動の推進	35
	・基本施策11 文化芸術の振興	37
	・基本施策12 文化財保護と伝承の推進	37
	・基本施策13 史跡の保存と活用の推進	38
	・基本施策14 生涯スポーツの推進	40

- ・基本施策 15 競技スポーツの推進…………… 41
- ・基本施策 16 スポーツ環境の整備・充実…………… 43

○ 参考資料

- ・用語解説表
- ・村上市教育基本計画策定委員会設置要綱
- ・村上市教育基本計画策定委員会委員名簿
- ・第3次村上市教育基本計画におけるSDGsへの取組

教育基本計画

I 教育基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 取組の経緯

新村上市発足後の教育基本構想*を策定するにあたり、郷土愛を心のよりどころとした心根を育む教育を「郷育(きょういく)」と名付け、子どもと大人が共に育つまち「郷育(きょういく)のまち・村上」を目指した理念を掲げました。そして、教育基本構想をもとに、「村上市教育基本計画」を策定し、各種の施策を推進してきました。

そして、7年間の成果や課題を踏まえ、平成29年3月、新たに「郷育(さといく)のまち・村上」～郷に育ち・郷を育て・郷が育てる～を教育の基本理念と定めた、「第2次村上市教育基本計画」を策定しました。この計画に基づく、5年間の市民一人一人の主体的・協働的な学びによる人づくり、地域づくり、学校づくりの継続的な取組は、将来にわたる地域活力の維持向上にも寄与しているものと考えております。

(2) 本市の教育課題

本市では、平成28年3月に策定した「村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」に沿って、市内15校が関わる小・中学校の学校統合に取り組んできました。しかし、今後も児童生徒数の減少は進み、学校の小規模化も進行しています。それに加え、校舎の老朽化が進む学校も多く、児童生徒にとって多様な視点からより望ましい教育環境整備が求められています。

教育環境整備の一つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下、文部科学省のGIGAスクール構想*の前倒しにより、令和2年度に本市小・中学校では、高速大容量のネットワーク環境と児童生徒一人一台端末環境を整備し、最先端のICT教育*の実施が可能となりました。この機を逃さず、過疎化が進行する本市のような地域においてこそ、ICTの有効活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの保障に努めていかななくてはならないと考えます。

また、地域とともにある学校づくりに向け、市内全ての学校に「学校運営協議会*」を設置し、コミュニティ・スクール*事業に取り組んできました。今後も一層、学校と地域が連携・協働し、子どもたちの健全な成長に寄せる思いを共有し合い、それぞれが当事者意識を持って、役割や責任を果たしていくことが大切だと考えます。

一方、急速に進む少子高齢化は、様々な面での地域の担い手不足、地域の活力低下、伝統・芸能・文化活動の継承の難しさ、ひいては集落等の存続にまで影響を及ぼしています。

このような状況下、社会教育の分野においては、成人・高齢者の生きがいを感じながらの社会参加、持続するまちづくりを目指す上での多世代交流や地域の人たち、地域の将来を担う子どもたちの育成に向けた住民参画、市町村の枠を超えた交流人口拡大等を視점에、これからの村上市を次世代につなげる、市民が主体となって意欲的に取り組む学びを推進することが必要となってきます。

これらのことを踏まえ、市教育行政は、引き続き「郷育(さといく)のまち・村上」を教育の基本理念に据え、子どもたちの確かな学力と豊かな心、健康な身体を育てると

ともに、市民が持つ能力の発揮を最大限支援していく中で、「子どもも大人も共に育つまち」を創造していく施策を講じていく必要があると考えます。

また、教育委員会所管の公共施設は、スポーツ施設や社会教育施設等数多くあり、いずれも老朽化が進み、各施設の維持管理の在り方の検討は本市の大きな課題となっております。将来に向けた持続可能なまちづくりと、市民の多様なニーズに応える教育環境の整備についてバランスを考えながら、課題解決を図っていかねばならないと考えます。

(3) 国や県の動向

令和3年1月の中央教育審議会*の『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)では、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0*時代」、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の到来を受け、急激に変化する時代の中で児童生徒一人一人に育むべき資質・能力として、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要と示しています。そのためには、学習指導要領*の着実な実施、GIGAスクール構想の実現、学校における働き方改革の推進等が求められています。

一方、「持続可能な開発目標(SDGs)*」の達成に向け、また「人生100年時代」や「超スマート社会*」の到来など社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

また、新潟県においても、令和元年12月「第3次新潟県生涯学習推進プラン」を策定し、「生涯学び活躍できる循環型生涯学習社会」の実現を基本目標に据え、県民が「だれでも、いつでも、どこでも」学べるとともに、学んだ成果を地域の諸課題の解決に有効に活用できる社会を目指しています。人口減少時代の人づくり、地域づくりに向けた生涯学習を推進する施策を打ち出し、全力で取り組んでいかなければなりません。

(4) 今後の方向

ここに、前回策定された本市第2次教育基本計画に基づく施策の進捗状況、成果と課題を踏まえるとともに、国や県の動向、村上市の将来的な動向と課題を勘案しながら、令和4年度を開始年度とする「第3次村上市教育基本計画」を策定し、今後、重要かつ必要となる施策を示すこととします。

教育の基本目標や方向性については、平成29年3月に策定された「第2次村上市教育基本計画」を受け継ぎつつ、施策の推進にあたっては、市民一人一人が教育を考え、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、互いにしっかりと連携し、力強く取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

第3次村上市教育基本計画は、本市の具体的な施策を示した教育行政の最上位計画で、教育施策を定めた行動計画であり、本市の最上位計画である「第3次村上市総合計画」と整合性を図っています。また、教育基本法第17条2項の規定に基づき、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

3 計画策定期間

本計画は、令和4年度～令和8年度までの5年間とし、各種施策の実施に取り組みます。

4 進行管理

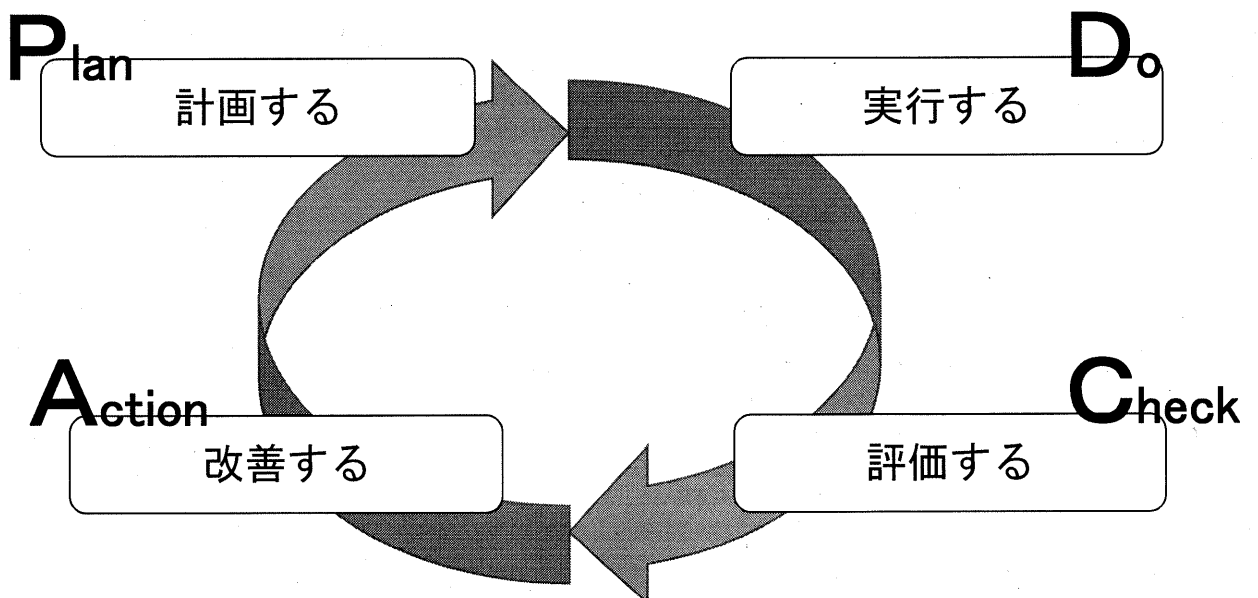
本計画の進行管理は、PDCAサイクル【Plan（計画する）－Do（実行する）－Check（評価する）－Action（改善する）】に基づいて行い、各種施策の実施に取り組みます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、年度毎に成果指標を基準に現況や課題等を評価・検証します。

その結果を次年度以降の施策の実施・改善に結び付けていきます。

計画の進行管理と評価

■PDCAサイクル



II 村上市の教育の目指す姿

1 教育の基本理念

村上市は、多彩な自然、歴史、文化に恵まれた人情味あふれるまちです。平成 25 年 12 月に制定された「村上市民憲章^{*}」には、「はぐくもう愛と思いやりのところをつくろう 創意に満ちた明るい未来を ひろげよう 伝統と文化 学びのすばらしさを 私たちは元気あふれるまちを目指します」と謳われています。この市民憲章の目指す姿を具現化するにあたり教育は大きな役割を担います。

当地域の人々の生活の支えとなり、産業や文化などに大きな影響を与えてきた本市の特産物の一つである「鮭」は、旧村上藩の時代から、その増殖事業で得た利益を人材の育成に役立て、優れた人材を多く育て、その人材が各方面で活躍をしたという歴史がありました。この全国でも稀有な、当地域の理念を受け継ぎ、次代を担う人材を育てていきたいと強く願っています。

さらに、人口減少という全市的な喫緊の課題とそれを克服しようとする市民の積極的な活動を的確に捉えつつ、市民のライフステージやライフスタイルに応じた適切な教育・学習活動の支援を行っていくことが求められています。そうした教育・学習活動を継続させていくとともに、市民一人一人が「知」を享受し、共に学ぶことを楽しみ、その成果を、未来を担う子どもたちの健やかな成長へのかかわりや地域づくりの中で具体的に活かしていく活動を推進していくことが期待されています。

これらの願いや期待は、今、教育に求められている持続可能な社会を創造する担い手の育成に合致します。

以上のことを踏まえ、郷土に誇りを持ち自らの進路を切り拓くことのできる子どもたちを育成する活動と、全ての市民が生涯にわたって学習し、その成果を展開することや、次世代に伝えるなどの活動を総じて「郷育（さといく）」と称し、主体的・協働的な学びによる人づくり、地域づくり、学校づくりをさらに進めていくべく、引き続き村上市の教育の理念を次のように定めます。

「郷育（さといく）のまち・村上」 ～郷に育ち・郷を育て・郷が育てる～

「郷育」は、子どもも大人も対象にする活動であり、学校や公民館、家庭、関係機関や団体、地域など様々な場で行われる主体的・協働的な学びの活動です。

そして「郷」は、大人と子どもが共に生活を行う場であり、学びの場であり、魅力ある地域として育てていかなければならない場でもあります。

この理念には、村上という郷土の地で、市民という郷土の人々が、主体的・協働的な学びを通してつながり合い、支え合い、高め合いながら、

○地域のみならず県や国の将来を担う人材を育成する

○自立した地域社会を目指す基盤となる人材を育成する

という願いが強く込められているとともに「子どもも大人も共に育つまち・村上」を思い

描いています。

また、副題の「郷に育ち・郷を育て・郷が育てる」は、市民一人一人の主体的・協働的な学びの姿を表しており、以下のような学びの姿が、学校や家庭、地域や社会教育の場で展開されることを期待しています。

【郷に育ち】

○自らを高めるとともに、他の人々と共に高まろうとする学びの推進

私たちの郷土、村上には、美しい自然環境があり、先人から受け継いできた知識・技術・伝統文化等が豊富に存在します。こうした地域独自の資源を学びに活用するとともに、最新の知識や技術等も学び続け、より質の高い知識や技術を身に付け、変化し続ける現代社会に対応できるようにしていく必要があります。

大人の主体的な学びは、子どもたちに生きる自信と目標を与え、地域をフィールドとした子どもたちの学びは、大人たちや地域に大きな活力を与えてくれます。

さらに学びは一人では成立しません。学校においても地域においても目的を同じくする仲間とともに、声を掛け合い、支え合い、励まし合い、競い合ったり発表したりする中で、学びの成果を喜び合い、互いの成長を確認し合うことで成立するものと言えます。本市では、生涯にわたり、郷を基軸に学び続けていこうとする意欲のある人を育てていきます。

【郷を育て】

○社会や地域の向上に貢献していこうとする学びの推進

これからの学びは、個の満足度を高めるだけではなく、市民協働のまちづくりや、優しさ・笑顔あふれる交流のある地域づくりに結び付くようにレベルアップを図っていく必要があります。

本市では、市民一人一人が、持続可能な地域社会の構築を意識し、主体的・協働的にかかわっていく学びを推進していきます。郷における次代の担い手の育成は、郷の将来にかかわる大切な視点でもあります。各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型地域社会」の構築を目指していきます。小さな学びの努力を積み重ねて、学びを通して新たなまちづくり運動を展開していきます。

【郷が育てる】

○地域の子どもを地域のみんで育てる教育活動の推進

次代の郷土をつくる人材の育成のためには、家庭・学校・地域や関係機関・関係団体が、地域の子どもたちへの思いや願いを共有し、自分たちができることは何かを考え活動したり、

連携・協働したりしていくことが必要となります。特に、子どもたちと地域住民が、主体的に地域課題に向き合い、課題解決に向け協働的な学びを推進することは、子どもたちの成長につながるとともに、学校を核とした地域の創生、大人の自己実現にもつながっていきます。

また、学校の抱える課題は、著しく複雑化・多様化しており、教職員のみならず地域全体で対応することが求められています。これからの急激に変化する時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくりのためにも、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要となってきます。

2 教育の基本目標

私たち村上市民は、将来にわたって村上市が活力にあふれ、市民一人一人が輝き、幸せや自信を実感できる笑顔あふれるまちであることを願っています。教育は「人づくり」であり、教育の営みを通じて、郷土に愛着と誇りを持てる住みたくなるまちづくりの推進に寄与していきたいと考えます。

そのためには、子どもも大人も、今「郷に生きている」者としての自覚を持ち、主体的・協働的な学びを進め、連帯感を一層強めて、つながりを確かなものにする取組を確実に積み重ねていくことが大切です。

市民である「子ども」と「大人」が共に育つ「まち」、「郷育（さといく）のまち・村上」を目指し、以下の基本目標を定めます。

基本目標1「目指す子どもの姿」として

「郷に生きている」ことに自信と誇りを持ち、自らの進路を切り拓いていくことのできる実力（知力・気力・体力・徳性）を備えた子ども

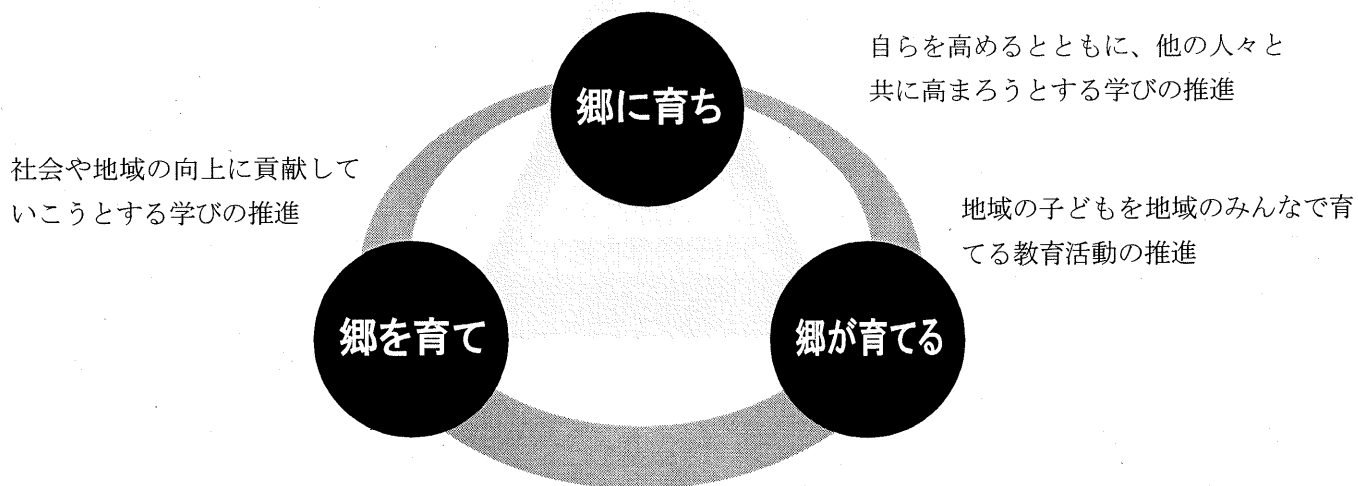
基本目標2「目指す市民の姿」として

「郷に生きている」ことに喜びと生きがいを感じ、生涯を通じて学び、活かし、つながり合う市民

教育の基本理念

郷育(さといく)のまち・村上

主体的・協働的な学びを通して、つながり合い、支え合い、高め合いながら「子どもも大人も育つまち」



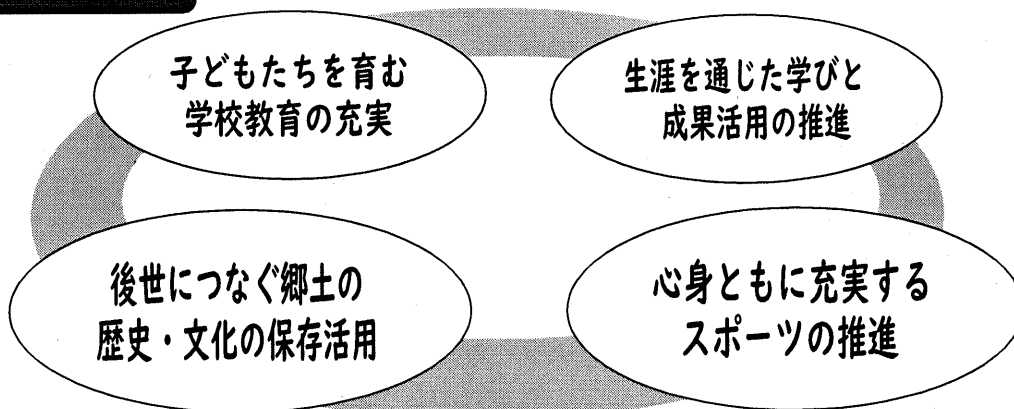
基本目標1「目指す子どもの姿」として

「郷に生きている」ことに自信と誇りを持ち、自らの進路を切り拓いていくことのできる実力(知力・気力・体力・徳性)を備えた子ども

基本目標2「目指す市民の姿」として

「郷に生きている」ことに喜びと生きがいを感じ、生涯を通じて学び、活かし、つながり合う市民

教育の基本方針



基本目標1「目指す子どもの姿」として

「郷に生きている」ことに自信と誇りを持ち、自らの進路を切り拓いていくことのできる実力（知力・気力・体力・徳性）を備えた子ども

村上の子どもたちは、これまで、豊かな自然と多様な伝統、文化、人々と積極的にかかわりながら、それぞれの特徴ある地域をフィールドに、多様な価値ある体験を通じて地域の良さを実感してきました。

時には、地域の課題を子どもたちなりに受け止め、課題解決に挑み、地域に発信してきました。自分たちの学びの成果が、地域の大人に認められ、地域に貢献できたという自信や喜びは、子どもたちの郷土愛につながり、自分を育ててくれた村上に将来にわたって愛着を感じ、村上を心のよりどころとして位置付けていくことにつながります。

また、このように、地域で学び、地域でつながり、地域に貢献できたという経験に裏打ちされた実力は、自らの夢や希望の実現に向けた進路を切り拓くことや、これからの変化の激しい社会を生き抜く力を育むことにもつながっていきます。

グローバル化や少子高齢化の進行など、急激に変化するこれからの社会では、子どもたち一人一人が社会の変化に柔軟に対応し、多様な価値観を持った人々と連携・協働しながら、複雑化・困難化していく課題に対応していくことが求められます。そのためには、子どもたちが、自ら課題を見付け、主体的に考え判断し、粘り強く取り組み、解決していこうとする資質と能力を身に付けていくことが必要となります。地域をフィールドにした学習で、そのような、知力、気力、体力、徳性を身に付けた子どもは、将来どこで暮らそうとも、自らの進路を切り拓き、自らの判断に基づき、より強く生きていくことができます。

基本目標1では、地域にふれ、その良さを実感し、愛し、心のよりどころとして故郷を持ち、なお実力を十分備えて、地域で活躍し、あるいはまた、ときに故郷を出でて、ときにまた故郷に戻る、そのような心情を育てる郷育（さといく）」の実現を目指しています。

基本目標2「目指す市民の姿」として

「郷に生きている」ことに喜びと生きがいを感じ、生涯を通じて学び、活かし、つながり合う市民

私たち村上市民は、この村上という郷土の豊富な自然環境と歴史豊かな伝統文化から多くの学びを享受し、この村上の地に息づくと同時に、守るべきこの豊かな自然と伝統文化を次代に継承することを責務として担っております。

また、人口減少と少子高齢化は本市でも大きな課題であり、地域コミュニティの衰退など現実問題として顕在化してきており、早急に対応を図らなければなりません。

科学技術が発達し、日進月歩で人々の生活の利便性が増し、個人の趣向が尊重される社会においても、なお、この郷土が活力ある地域であるためには、全ての市民が責務を果たし、これら諸課題の克服に取り組むことが必須であり、そのためには、「郷に生きている」市民一人一人が輝き、つながり合い、互いに高め合うことが重要です。

基本目標2では、全ての市民が郷土を愛し、さらなる高みを求めて生涯にわたり「学び」、その成果を発揮することで更なる「学び」の輪を形成し、つながり合って共に支え合いながら地域を活性化していく人材の育成や、次代を担う子どもたちの豊かな心を育むための環境を提供していく人材の育成など、自立した地域社会の基盤づくりとなる「郷育（さといく）」の実現を目指しています。

なお、「生涯を通じた学び」には、スポーツや文化も含み、「活かし」は、学んだことを自分自身の生活や周りの方々に役立てることを意味し、「つながり合う」には、人と人がつながる、子どもと大人がつながる、人と地域がつながる、地域と学校がつながるという願いを込めています。

Ⅲ 教育施策の基本方針

社会の在り方が急激に変わる時代を迎え、教育部門における住民ニーズはますます多様化しており、個々のニーズに柔軟に対応する必要があります。

そのため、第3次村上市教育基本計画では、専門性を重視した教育施策の取組のため「学校教育（市立小中学校）」「社会教育」「文化」「スポーツ」の4つの部門に分け、それぞれの基本方針を定めます。

施策の推進、取組にあたっては、学校教育と社会教育の連携・協力を基本とし、教育委員会として学校教育担当、生涯学習担当が連絡調整を図りながら施策を展開します。

1 子どもたちを育む学校教育の充実

(1) 地域と連携した教育の推進

急激に変化する時代の中で、自分の進路を自ら切り拓き、生涯にわたって、粘り強く挑戦し、たくましく生きていくことが求められます。そのためには、子どもたちが、自ら考え、困難に立ち向かおうとする知力や気力、あらゆる人とのかかわり合い、助け合っ

て解決していこうとする人間性や道徳性を身に付けていくことが必要です。それらの力を身に付けるには、学校や家庭だけでなく、子どもを取り巻く地域全体で願いを共にしながら子どもを育むことが重要です。子どもたちが、地域に誇りと愛着を持ち、将来にわたってよりよく生きていこうとする力を伸ばすために、地域と連携した教育の推進を図ります。

(2) 学ぶ意欲と確かな学力の向上

学習指導要領やGIGAスクール構想の目指す方向性を踏まえ、高度情報化*及びグローバル化に対応した各種事業推進等により、学ぶ意欲を高め、確かな学力の向上を図ります。

また、子ども一人一人の個性に応じた質の高い豊かな教育を推進し、きめ細やかな指導による基礎学力の定着を図ります。

(3) 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちがこれからの社会を生きるためには、様々な人とのかかわり、協調しながら、よりよく生きていこうとする能力が求められます。そのためには、自分を大切に思う心、自らを律することができる心、他者を思いやる優しさや共感する心、美しいものやすばらしい体験に感動する心を耕すとともに、困難に立ち向かう意志と、物事をやり抜くことのできる体力と健康を維持、増進する習慣や態度を身に付けていく必要があります。このような生きる力の基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を目指す教育を推進します。

また、人権が尊重され偏見や差別を生み出すことのないよう、人権教育、同和教育*の推進を図ります。

(4) 誰もが安心して学べる環境づくりの推進

経済的理由によって教育の機会が失われることのないよう、また、障がいに伴う特性に応じて子ども一人一人のニーズや課題に対応した特別支援教育を推進できるよう、誰もが安心して学べる環境づくりの推進を図ります。

(5) 望ましい教育環境の整備

未来を担う子どもたちの健全な育成に向け、安全・安心の確保をはじめ、少子化や多様化する教育的ニーズに対応した教育環境の整備を推進します。

2 生涯を通じた学びと成果活用の推進

(1) 家庭教育支援の充実

子どもたちが心豊かに健やかに育つには保護者をはじめとする周囲の温もりが満ちた家庭教育が肝要となります。成長過程に応じた子どもとの正しい向き合い方を学ぶことは家庭内での関係性が円滑になり、子どもたちの社会性の向上が見込まれます。

そのため、家庭教育講座などを通じた直接的な家庭教育支援を図るとともに、家庭環境の変化により注視される家庭教育の啓発や協力者養成などの支援を図ります。

(2) ライフステージに応じた学習機会の提供

情報化社会の進展により得られる多様な「学び」の情報は、人々のニーズに応え生涯学習活動を豊かにしてくれます。また、わたしたちが暮らすこの地域には、自然や風土、民俗や歴史など豊富な資源が存在し、これらは次代に残すべき大切な財産と言え、改めて学び直す価値があると言えます。

これらのことから、インターネットをはじめとするICTを活用したライフステージに応じた学習機会の充実とともに、市民の大切な財産を次代につなげる学びの充実を図ります。

(3) 主体的・協働的な学びの推進

個人の主体的な学びは、自己の研鑽へとつながり、協働的な学びは、人と人とのつながりを強めるとともに地域社会の実現へとつながることから、将来持続可能な地域社会の構築には欠かすことのできない要素であると言えます。

そして、将来活躍する子どもたちの資質・能力を育むには、成長過程において、多様な体験を積み重ねるとともに、より多くの大人たちと関わることが重要です。子どもたちが主体的に学ぶ大人たちと協働的に関わることは、大人たちの様々な生き方に触れる中で多様性についての見方を広げ、将来活躍する機会の選択肢を多くするとともに地域の活性化や課題解決にもつながります。また、大人たちにとっても、子どもたちの学びは、生きがいや自己の成長につながります。

そのため、市民が有する知識や経験などの学びの成果を発揮する機会の提供に努めるなど、主体的・協働的な学びを推進します。

(4) 「むすび、つながる」公民館活動の充実

科学技術の進歩により、様々な場面において利便性が向上し、生活が豊かになるに伴い、他者との関係性が薄れてきています。この社会性の希薄化は地域の活力を減衰させ、地域を次代に繋げる障壁ともなり得ることから、改めて人と人とのつながりを重視する必要があります。

このため、住民が自己の成長を目指し生涯学習に取り組むことを推奨するとともに、学びの成果を発揮し、人と人がつながり、共に成長し続ける公民館活動の充実を図ります。

(5) 学びを高める読書活動の推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、多様なものの見方や考え方を身に付ける上で重要な学習の一つです。家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、図書館が相互に連携しながら子どもたちの読書意欲を喚起し、全ての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備に取り組みます。

また、学ぶ意欲を持った全ての市民に情報を提供できる多様な図書館蔵書を確保し、社会情勢の変化や来館困難者にも配慮した学習環境の充実を図ります。

3 後世につなぐ郷土の歴史・文化の保存活用

(1) 文化芸術の振興

文化芸術は心豊かな社会を形成するために欠くことのできないものですが、文化芸術活動の担い手の高齢化と後継者不足が生じてきています。そのため、後継者の育成を目指した事業を展開し、文化芸術の振興を図ります。

(2) 文化財*保護と伝承の推進

私たちの郷土には建造物・美術工芸品・絵画・彫刻・民俗芸能・宿場町・城下町など多種多様な文化財があり、地域の歴史を現在に伝えていきます。これら市内に広がる文化財の保存と活用を行うことにより文化財を適切に保護し、後世へ伝承します。

(3) 史跡の保存と活用の推進

国民共有の財産である国指定史跡の平林城跡・村上城跡・山元遺跡を適切に保存するため、日常的な管理と修理に努めるとともに、市民だけでなく来訪者にその魅力を感じてもらえるよう、多様な視点での活用を図ります。また、史跡ごとに計画にのっとった整備を推進します。

4 心身ともに充実するスポーツの振興

(1) 生涯スポーツの推進

市民の健康志向の高まりや高齢化社会の進行などに伴い、体力向上や健康増進を目的としたスポーツ活動等に対するニーズは、今後も引き続き高まるものと予想されます。そのため、子どもから高齢者・障がい者・アスリートまで市民の誰もが日常生活の中にスポーツを取り入れながら、生涯を通じてスポーツに親しむことができるように総合型地域スポーツクラブをはじめとする各種団体等と連携し、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進を図ります。

(2) 競技スポーツの推進

全国的に活躍する選手の育成をさらに推進させるため、スポーツ指導者の育成と競技者・指導者が共に活動しやすい環境整備を進めるとともに、各種大会の誘致やトップアスリートを指導者に迎えるなど、市民がより高度なスポーツに触れることのできる環境整備を推進します。

(3) スポーツ環境の整備・充実

地域のスポーツ環境の充実を図るため、市民が安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を推進するほか、自然環境や地域資源を活用するなど、施設以外でもスポーツに親しむ場の創出を図ります。

また、機能的かつ総合的なスポーツの推進に向け、スポーツ団体の連携と調整を図るとともに推進組織体制の整備を推進します。

IV 計画の推進体制と実施施策

本計画は、家庭・学校・地域の連携・協働とそのネットワークを支援する教育行政の施策実施により推進します。主体的な市民の学びと成果の発揮が推進力となることで、少子高齢化・人口減少に伴う諸課題の克服と将来にわたる地域活力の向上を目指します。

また、基本理念に基づく2つの基本目標を達成するため、本計画では次の16の基本施策と47項目の実施施策を掲げ、その実施に努めていきます。

なお、実施施策は、基本方針実現のためのものであり、具体的な取組、成果指標は、その時点での社会情勢等を考慮し、改めて検討します。

基本方針1 子どもたちを育む学校教育の充実

基本施策1 地域と連携した教育の推進

- (1) 子どもたちの成長を地域で支える体制づくり
- (2) 郷土愛を育む特色ある学びへの支援
- (3) 安全教育の推進
- (4) 幼保小中連携事業の推進
- (5) 自らの生き方を考え、社会の変化や課題に対応できる学びへの支援

基本施策2 学ぶ意欲と確かな学力の向上

- (1) 基礎・基本を身に付ける教育の推進
- (2) 高度情報化に対応した教育の推進
- (3) グローバル化に対応した教育の推進
- (4) 家庭学習習慣の定着

基本施策3 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) いのちと心に関する学びへの支援
- (2) 不登校、非行等への対応
- (3) 体力、健康づくりの推進
- (4) 中学校部活動の環境整備
- (5) 文化芸術活動等の推進
- (6) 人権教育、同和教育の推進

基本施策4 誰もが安心して学べる環境づくりの推進

- (1) 教育の機会均等を図る事業の推進
- (2) 特別な支援を要する児童生徒への支援体制の充実

基本施策5 望ましい教育環境の整備

- (1) 安全・安心な学校施設の整備充実
- (2) 安全対策の推進
- (3) 望ましい教育環境の検討協議

基本方針2 生涯を通じた学びと成果活用の推進

基本施策6 家庭教育支援の充実

- (1) 乳幼児と保護者のふれあいの増進
- (2) 家庭教育の正しい理解と実践
- (3) 家庭教育支援者の養成・拡充

基本施策7 ライフステージに応じた学習機会の提供

- (1) 少年団活動・運営の支援
- (2) 幅広いニーズに即した学習機会の提供
- (3) 学習の成果の発揮と学びの循環

基本施策8 主体的・協働的な学びの推進

- (1) 共に学ぶ地域学習の充実
- (2) 地域が主体となって推進する青少年健全育成活動

基本施策9 「むすび、つながる」公民館活動の充実

- (1) 「学び」の成果を発揮する公民館活動
- (2) ICTの活用による各種講座の提供
- (3) 学習の拠点となる地区公民館施設の維持整備

基本施策10 学びを高める読書活動の推進

- (1) 多様な図書館蔵書や視聴覚教材の確保
- (2) 子どもの読書活動環境の整備

基本方針3 後世につなぐ郷土の歴史・文化の保存活用

基本施策11 文化芸術の振興

- (1) 文化芸術活動の推進

基本施策12 文化財保護と伝承の推進

- (1) 計画的な文化財の保存活用事業の推進
- (2) 無形民俗文化財の保存・活用の推進

基本施策13 史跡の保存と活用の推進

- (1) 史跡の保存活用事業の推進
- (2) 史跡整備事業の推進

基本方針4 心身ともに充実するスポーツの振興

基本施策14 生涯スポーツの推進

- (1) 子どものスポーツ機会の充実
- (2) 若年期から高齢者スポーツ活動の推進
- (3) スポーツを通じた健康増進

基本施策15 競技スポーツの推進

- (1) 指導者の確保と養成、活動環境の整備
- (2) 各種大会・合宿の誘致の推進
- (3) アスリートの育成・支援

基本施策16 スポーツ環境の整備・充実

- (1) スポーツ施設整備事業
- (2) スポーツ推進組織体制の整備
- (3) 身近なスポーツ環境づくり

実施計画（実施施策別）

【実施計画（実施施策別）の見方について…例】

1-1 子どもたちの成長を地域で支える体制づくり

1 - 1 は、基本施策 1 における実施施策 1 を示しています。

(1) 基本的な考え方

- ・ 地域の子どもの学力、生活等の実態やニーズを踏まえて課題を把握し、目指す子どもの姿を地域と共有しながら、課題解決に向けた体制を整備し、改善・向上に向けた取組を推進します。

基本施策の進め方や目的を示しています。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	コミュニティ・スクール推進事業	継続	学校教育課

基本施策を推進する具体的な取組（施策）を示しています。

基本施策 1 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
1 - 1	学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進により、学校運営の改善や地域とともに子どもを育む学校づくりを進めることができた肯定的に評価した協議会の割合	100%
1 - 2	郷土の優れた伝統文化（自然、産業、歴史、人物等）についての体験的学習の割合	小 95% (99%)
1 - 5	職場体験の割合 (中)	

- 基本施策毎に、施策の取組状況を客観的に測るため、数値目標を設定しています。ただし、主な成果指標を示しております。
- 新規事業及び継続事業で成果指標を変更した項目では、目標値の「R2の実態」がない場合もあります。
- 施策No.の欄は、中心となる具体的な実施施策の記載箇所を示しています。(例 1 - 1 は、基本施策 1、実施施策 1)

V 実施計画（実施施策別）

SDGsとの整合について

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、国連が定めた持続可能な開発目標の総称で、17の大きな目標と169のターゲットなどで構成された世界共通の行動方針と言えます。

本市の教育環境が大きく変化している中でも、全ての市民に公平、公正、安全で質の高い教育を絶えず提供し続けていくことは、持続可能なまちづくりや持続可能な教育を目指していくことにつながると考えます。このことから、本計画で様々な施策を講じていくにあたっては、SDGsの目標や方向性も考慮しながら進めていくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本施策 1 地域と連携した教育の推進

1 - 1 子どもたちの成長を地域で支える体制づくり



(1) 基本的な考え方

- ・地域の子どもの学力、生活等の実態やニーズを踏まえて課題を把握し、目指す子どもの姿を地域と共有しながら、課題解決に向けた体制を整備し、改善・向上に向けた取組を推進します。

(2) 具体的な取組 (2事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	コミュニティ・スクール推進事業	継続	学校教育課
2	地域学校協働活動*事業	継続	学校教育課

1 - 2 郷土愛を育む特色ある学びへの支援



(1) 基本的な考え方

- ・郷土の優れた伝統、文化、自然、産業、歴史、人物等について学ぶ教育活動を推進し、郷土に夢と誇りを持ち、地域を愛する心を育むとともに豊かな心や感性、実践力等を育てます。

(2) 具体的な取組 (2事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	地域学習事業	継続	学校教育課
2	伝統文化体験事業	継続	学校教育課

1 - 3 安全教育の推進



(1) 基本的な考え方

- ・犯罪、交通事故や災害等への理解を深め、適切な行動がとれるよう、防犯、交通安全、防災等についての教育を関連機関と連携して推進します。

(2) 具体的な取組 (2事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	防犯、交通安全教室事業	継続	学校教育課
2	「新潟県防災教育プログラム*」活用事業	継続	学校教育課

1 - 4 幼保小中連携事業の推進



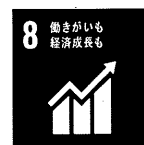
(1) 基本的な考え方

- ・子どもたちの健やかな成長のため、幼稚園、保育園、小学校、中学校で連携しながら就学や進学の際の円滑な移行を目指し、共通の取組を設定します。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	幼保小中連携事業	継続	学校教育課

1 - 5 自らの生き方を考え、社会の変化や課題に対応できる学びへの支援



(1) 基本的な考え方

- ・キャリア・パスポート※を活用し、発達段階を踏まえた一貫したキャリア教育※を推進します。児童生徒が夢を持ちながら、将来を設計できるよう、社会の変化や課題に対応できる学習の支援を図ります。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	キャリア教育推進事業	継続	学校教育課

基本施策1 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
1 - 1	学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進により、学校運営の改善や地域とともに子どもを育む学校づくりを進めることができた」と肯定的に評価した協議会の割合	100%
1 - 2	郷土の優れた伝統、文化、自然、産業、歴史、人物等についての体験的な学習を通して、地域に愛着や誇り、関心を持つことができた」と肯定的に回答した児童生徒の割合	小 95% (90%) 中 90% (80%)
1 - 5	職場体験学習を通して自己理解を深め、将来について考えることができた」と肯定的に回答した生徒の割合 (中2 キャリア・スタート・ウィーク※)	90% (実施せず)

基本施策2 学ぶ意欲と確かな学力の向上

2-1 基礎・基本を身に付ける教育の推進



(1) 基本的な考え方

- ・児童生徒の学力実態を的確に把握するとともに、一人一人が学ぶ意欲を持ち、主体的・対話的で深い学び*を実現できるよう授業改善を図り、基礎・基本を身に付けた確かな学力の向上に努めます。

(2) 具体的な取組（3事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	学力実態調査事業	継続	学校教育課
2	非常勤講師*等配置事業	継続	学校教育課
3	理科教育センター*事業	継続	学校教育課

2-2 高度情報化に対応した教育の推進



(1) 基本的な考え方

- ・GIGAスクール構想の実現に向け、教員が一人一台端末を活用した授業づくりができるよう、研修を計画、実施し、指導力向上を図ります。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	I C T利活用事業	継続	学校教育課

2 - 3 グローバル化に対応した教育の推進



(1) 基本的な考え方

- ・児童生徒がグローバル化、国際化の進む社会に対応できるよう、小学校では英語によるコミュニケーションの基礎的な技能、中学校では英語力の向上を図ります。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	外国語指導助手※事業	継続	学校教育課
2	英語検定※料補助事業	継続	学校教育課

2 - 4 家庭学習習慣の定着



(1) 基本的な考え方

- ・確かな学力の向上のため家庭学習が大切であることを踏まえ、保護者と連携を図りながら、児童生徒が主体的に学習習慣・生活習慣を改善又は向上する取組の充実を図ります。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	家庭学習習慣充実事業	継続	学校教育課
2	地域未来塾※・土曜学習事業	継続	学校教育課

基本施策2 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
2 - 1	標準学力検査NRT※(国語、算数・数学、英語)の偏差値平均(小6、中3)	小6 国語 54 (52.1) 算数 54 (52.4) 英語 50 (—) 中3 国語 50 (48.3) 数学 50 (47.3) 英語 50 (46.3)
2 - 2	全国学力・学習状況調査※児童生徒質問紙の質問項目「学習の中でコンピュータなどのICT機器※を使うのは勉強の役に立つと思いますか」で肯定的な回答をした児童生徒(小6、中3)の割合	95%
2 - 3	中学校卒業段階で英検3級の合格者数の割合	25% (16.5%)

基本施策3 豊かな心と健やかな体の育成

3-1 いのちと心に関する学びへの支援



(1) 基本的な考え方

- ・児童生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重できるよう、いのちと心を育む教育を推進します。また、「村上市いじめ防止基本方針*」に基づき、関係機関と連携しながら、「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組を推進します。

(2) 具体的な取組（3事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	いじめ防止対策事業	継続	学校教育課
2	カウンセラー等活用事業	継続	学校教育課
3	いのちの大切さを学ぶ教育の推進	継続	学校教育課

3-2 不登校、非行等への対応



(1) 基本的な考え方

- ・増加する不登校や潜在化する非行の未然防止と適切な対応を図るため、教育支援センター*機能の充実と適応指導教室*指導員の指導力向上に取り組みます。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	教育支援センター事業	継続	学校教育課
2	適応指導教室事業	継続	学校教育課

3 - 3 体力、健康づくりの推進



(1) 基本的な考え方

- ・ 健やかな体の育成を目指し、児童生徒の体力、運動能力の向上と、望ましい食習慣の確立に取り組みます。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	体力向上事業	継続	学校教育課
2	食育推進※事業	継続	学校教育課

3 - 4 中学校部活動の環境整備



(1) 基本的な考え方

- ・ 「村上市部活動方針」に基づき、生徒にとっても教員にとっても魅力ある中学校部活動の環境整備に取り組みます。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	部活動指導員配置事業	継続	学校教育課

3 - 5 文化芸術活動等の推進



(1) 基本的な考え方

- ・ 優れた音楽や文化、芸術を鑑賞する機会を提供することによって、児童生徒の豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力等の育成を図ります。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	学校文化芸術鑑賞事業	継続	学校教育課

3 - 6 人権教育、同和教育の推進



(1) 基本的な考え方

- ・差別や偏見を許さない、生み出さない社会を実現するための人権教育、同和教育を推進します。また、平和の尊さを伝えるとともに、平和意識の高揚を図ります。

(2) 具体的な取組（3事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	各種研修等事業	継続	学校教育課
2	人権教育、同和教育推進指定校事業	継続	学校教育課
3	平和学習*事業	継続	学校教育課

基本施策3 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
3 - 2	自他を尊重し、心豊かな学校生活を送るために、いじめを解消した割合（いじめ解消率）と全児童生徒数に対する年間30日以上の欠席者の割合	*いじめ解消 90% (小 82.5%) (中 64.3%)
		不登校 小 0.7% (0.77%) 中 3.9% (4.97%)
3 - 3	体力実態に基づいた体力向上の取組を計画的・継続的に 行うことにより体力テストで全国平均値を上回った割合 (中2)	50% (実施せず)
3 - 6	人権教育、同和教育についての授業改善と指導力向上を 図るために、全教職員を対象に研修会を2回以上実施した 学校数	全校 (全校)

＊いじめ解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談により確認する。

以上2つ状態が満たされている必要がある。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（H29.3.14）文部科学大臣決定

基本施策 4 誰もが安心して学べる環境づくりの推進

4 - 1 教育の機会均等を図る事業の推進



(1) 基本的な考え方

- ・将来を担う人材育成において経済的な負担を軽減するため、経済的理由で義務教育を受けることが困難な児童生徒に対しては就学援助※事業を、また経済的理由で就学困難であるが多様な進路選択を可能としたい生徒に対しては奨学金事業※を、それぞれ実施します。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	就学援助事業	継続	学校教育課
2	奨学金事業	継続	学校教育課

4 - 2 特別な支援を要する児童生徒への支援体制の充実



(1) 基本的な考え方

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応えるために、適切な指導、支援の充実を図ります。また研修を通じ、より一層適切な支援体制の整備に努めます。

(2) 具体的な取組 (3事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	介助員 [*] 等配置事業	継続	学校教育課
2	特別支援教育研修事業	継続	学校教育課
3	適正就学支援事業	継続	学校教育課

基本施策4 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
4 - 2	研修後のアンケート「実施後の感想」で、肯定的に評価した参加者の割合	100%
4 - 2	適正な就学に向けて、子どもの状況理解のために保育園・幼稚園参観を実施した小学校の割合	100%
4 - 2	「就学支援リーフレット」「特別支援教育リーフレット」を活用し、保護者への啓発を図った保育園、小中学校の割合	100%

基本施策5 望ましい教育環境の整備

5-1 安全・安心な学校施設の整備充実



(1) 基本的な考え方

- ・児童生徒が、より安全で安心な学校生活を送ることができる教育環境を目指し、長期的な視野に立ち、老朽化した学校施設や学校給食調理施設の計画的な改築、改修を行います。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	学校施設整備事業	継続	学校教育課
2	学校給食関連整備事業	継続	学校教育課

5-2 安全対策の推進



(1) 基本的な考え方

- ・児童・生徒が安全に通学できるように、スクールバスの運行の拡充や通学路の安全点検、スクールガード・リーダー*の配置等安全対策を推進します。

(2) 具体的な取組（4事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	スクールバス運行事業	継続	学校教育課
2	通学路安全対策事業	継続	学校教育課
3	スクールガード・リーダー事業	継続	学校教育課
4	防犯・交通安全用具購入事業	継続	学校教育課

5 - 3 望ましい教育環境の検討協議



(1) 基本的な考え方

- ・中長期的な視野で、より望ましい教育環境を目指し、現状や課題を把握した上で検討協議をしていきます。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	望ましい教育環境整備事業	継続	学校教育課

基本施策5 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
5 - 2	通学路の安全を確保するため、関係機関と連携した取組のための会議開催数	1回 (1回)
5 - 2	交通安全対策として、自転車通学する中学校新1年生全生徒に自転車通学用ヘルメットを支給した割合	100% (100%)

基本施策6 家庭教育支援の充実

6-1 乳幼児と保護者のふれあいの増進



(1) 基本的な考え方

- ・乳幼児と保護者の心触れ合うひと時を持つための、きっかけづくりを提供します。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	ブックスタート*事業	継続	生涯学習課
2	読書ボランティア養成講座	継続	生涯学習課

6-2 家庭教育の正しい理解と実践



(1) 基本的な考え方

- ・公民館講座への参加が難しい方に対しても家庭教育の学習機会の提供を図り、広く市民の関心を高めていきます。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	就学時健康診断*時家庭教育支援講座	継続	生涯学習課
2	家庭教育支援講座	継続	生涯学習課

6-3 家庭教育支援者の養成・拡充



(1) 基本的な考え方

- ・身近な地域における家庭教育支援を推進するためのサポーターや講師となる人材を育成します。

(2) 具体的な取組 (2事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	家庭教育支援者基本研修会【主催：新潟県】	継続	生涯学習課
2	市町村家庭教育担当職員研修会【同上】	継続	生涯学習課

基本施策6 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
6 - 1	読書ボランティア養成講座参加者数(延数)	60人 (37人)
6 - 2	小学校就学時健診時家庭教育支援講座実施学校数	13校 (13校)
6 - 2	家庭教育支援講座参加親子組数(延数)	30組 (22組)
6 - 3	家庭教育支援者基本研修会受講者数	10人 (0人)
6 - 3	市町村家庭教育担当職員研修会受講者数	6人 (0人)

基本施策7 ライフステージに応じた学習機会の提供

7 - 1 少年団活動・運営の支援



(1) 基本的な考え方

- ・野外活動や奉仕活動など集団での活動を通じて、心身の鍛錬や礼儀を学ぶとともに協調性や責任感を身に付けた子どもたちを育てます。

(2) 具体的な取組 (1事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	青少年健全育成団体支援事業	継続	生涯学習課

7 - 2 幅広いニーズに即した学習機会の提供



(1) 基本的な考え方

- ・市民の多様化する学習ニーズに対応するため、ICT機器を活用した講座の受講機会の提供を図ります。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	地域学習講座*配信事業	新規	生涯学習課
2	オンライン学習講座	新規	生涯学習課

7 - 3 学習の成果の発揮と学びの循環



(1) 基本的な考え方

- ・市民の学習機会の提供と学習支援のため、職業や社会事業で得た「学び」の成果を発揮する機会の提供を図ります。また、様々な「学び」の成果を具現化する取り組みに努めます。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	むらかみ出前講座*	継続	生涯学習課
2	地域学習コンテンツ*集積事業	新規	生涯学習課

基本施策 7 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
7 - 1	少年団加入率 (村上地区)	15.0% (14.3%)
7 - 1	少年団加入率 (朝日地区)	15.0% (9.6%)
7 - 1	少年団加入率 (山北地区)	25.0% (22.7%)
7 - 2	地域学習講座配信実施地区公民館数	5 地区館 (0 地区館)
7 - 2	オンライン学習講座実施回数	年 1 回 (年 0 回)
7 - 3	むらかみ出前講座実施件数	200 件 (168 件)
7 - 3	地域学習コンテンツ数	10

基本施策8 主体的・協働的な学びの推進

8-1 共に学ぶ地域学習の充実



(1) 基本的な考え方

- ・豊かな地域資源を活用した自らの地域を大切に思う気持ちを醸成するための学びの場を提供します。また、地域の協働による子どもたちを育む取組を推進します。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	地域学習講座	継続	生涯学習課
2	放課後子ども教室 [※]	継続	生涯学習課

8-2 地域が主体となって推進する青少年健全育成活動



(1) 基本的な考え方

- ・「地域の子どもは地域が育てる」ことの一環として、子どもたちの成長期に地域の大人たちが積極的にかかわるよう、地域住民が主体となって取り組む青少年健全育成活動[※]を推進します。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	村上市育成委員巡回活動	継続	生涯学習課
2	村上市青少年健全育成市民会議【外郭団体 [※] 】	継続	生涯学習課

基本施策 8 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
8 - 1	地域学習講座実施地区公民館数	5 地区館 (3 地区館)
8 - 1	放課後子ども教室実施小学校数	13 校 (11 校)
8 - 2	育成委員数	50 人 (24 人)
8 - 2	育成委員による巡回数 (延数)	100 回 (52 回)

基本施策 9 「むすび、つながる」公民館活動の充実

9 - 1 「学び」の成果を発揮する公民館活動



(1) 基本的な考え方

- ・市民の多様な公民館での活動の成果を発揮する場の提供に努め、それぞれを結び・つなげるとともに、個々の充足感や新たなる学習機会の享受を図ります。

(2) 具体的な取組 (3事業)

No.	施策 (事業) 名	区分	担当課
1	地区公民館ギャラリー展	継続	生涯学習課
2	地区文化展・芸能祭	継続	生涯学習課
3	公民館職員・社会教育指導員*研修会	継続	生涯学習課

9 - 2 ICTの活用による各種講座の提供



(1) 基本的な考え方

- ・各地区で行われる地域学習講座について、自宅にいながら受講できる仕組みづくりに取り組みます。また、広大な市域内の「学び」の需要を補完するため、中央公民館・地区公民館それぞれが実施する講座事業等の配信に取り組みます。

(2) 具体的な取組 (2事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	地域学習講座配信事業(再掲)	新規	生涯学習課
2	中央・地区公民館講座相互配信事業	新規	生涯学習課

9 - 3 学習の拠点となる地区公民館施設の維持整備



(1) 基本的な考え方

- ・各地区公民館施設について良好な維持管理に努め、地域の生涯学習環境の充実を図ります。また、市民の幅広いニーズをとらえ、利用しやすい・活用しやすい施設のあり方について検討していきます。

(2) 具体的な取組 (1事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	公民館施設管理事業	継続	生涯学習課

基本施策9 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
9 - 1	地区公民館ギャラリー展実施地区館数	5地区館 (4地区館)
9 - 1	公民館職員・社会教育指導員研修会参加率	100%
9 - 2	地域学習講座配信実施地区公民館数	5地区館 (0地区館)
9 - 2	中央・地区公民館講座相互配信事業	年1回 (年0回)

基本施策10 学びを高める読書活動の推進

10 - 1 多様な図書館蔵書や視聴覚教材の確保



(1) 基本的な考え方

- ・学ぶ意欲を持った全ての市民に情報を提供できるよう多様な図書館蔵書を確保し、社会情勢の変化や来館困難者にも配慮した学習環境の充実を図ります。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	図書館ネットワーク*事業	継続	生涯学習課
2	視聴覚ライブラリー*事業	継続	生涯学習課

10 - 2 子どもの読書活動環境の整備



(1) 基本的な考え方

- ・「第2次村上市子ども読書活動推進計画」（令和3年3月策定）に基づき、家庭、地域、保育園・幼稚園、学校、図書館などが連携しながら子どもの読書習慣の強化を推進します。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	ブックスタート事業（再掲）	継続	生涯学習課
2	子ども読書活動推進事業	継続	生涯学習課

基本施策 10 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
10 - 1	市民一人当たりの貸出点数 *貸出点数：個人、団体、移動図書館*、地区館含む	3冊 (2.3冊)
10 - 2	児童書個人貸出冊数	55,000冊 (54,679冊)

基本施策 11 文化芸術の振興

11 - 1 文化芸術活動の推進



(1) 基本的な考え方

- ・市美術展覧会や市内外の美術作品の展覧会を開催し、市民が身近な場所で文化芸術作品に触れ合える企画を創出するとともに、文芸誌を定期的に刊行することにより、文化芸術活動意欲の向上を図ります。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	村上市美術展覧会	継続	生涯学習課
2	「文芸むらかみ」の刊行	継続	生涯学習課

基本施策 11 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
11 - 1	村上市美術展覧会入館者数	2,000人 (2,178人)

基本施策 12 文化財の保護と伝承の推進

12 - 1 計画的な文化財の保存活用事業の推進



(1) 基本的な考え方

- ・地域の多様な歴史を現在に伝える文化財を保護し後世に引き継ぐためには、文化財を適切に保存した上での活用が必要不可欠です。そのために、市内全ての文化財の保存と活用に関するアクション・プラン[※]を策定し、継続的に一貫性のある文化財の保護と伝承を図ります。
- ・文化財的価値を有する伝統的建造物群[※]からなる町並みの保存と活用を推進するとともに、本市にとって重要な文化財を市指定文化財に指定し、保存と活用を図ります。そして、指定文化財の適切な管理と修理を推し進めるために、所有者や保存団体に対し、文化財保存事業補助金を交付するなどの支援を行います。

(2) 具体的な取組 (3事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	村上市文化財保存活用地域計画策定事業	新規	生涯学習課
2	市指定による文化財の保護	継続	生涯学習課
3	文化財保存事業補助金の交付	継続	生涯学習課

12 - 2 無形民俗文化財の保存・活用の推進



(1) 基本的な考え方

- ・村上祭の屋台行事や大須戸能*などの無形民俗文化財を正しい姿で後世に伝えるために、修理委員会による指導や補助金の交付により保存修理事業を推進するとともに、伝統芸能の発表機会を提供し後継者育成に対する支援を行います。

(2) 具体的な取組 (2事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	村上祭保存修理事業	継続	生涯学習課
2	大須戸能保存伝承事業	継続	生涯学習課

基本施策 12 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
12 - 1	令和8年度までに指定する市指定文化財の件数	5件 (2件)
12 - 1	指定文化財の保存と活用を目的とした市文化財保存事業補助金の要望に対する交付の割合	100% (100%)
12 - 2	村上祭の屋台等の修理件数	1件

基本施策 13 史跡の保存と活用の推進

13 - 1 史跡の保存活用事業の推進



(1) 基本的な考え方

- ・国民共有の財産である平林城跡^{*}・村上城跡^{*}・山元遺跡^{*}を適切に保存するために、各種計画に沿った管理と修理に努めます。
- ・史跡を適切に公開し、市民を含めた来訪者の理解を促すために、保存活用計画^{*}にのっとった活用を図ります。

(2) 具体的な取組 (3事業)

No.	施策 (事業) 名	区分	担当課
1	史跡維持管理事業	継続	生涯学習課
2	史跡活用事業	継続	生涯学習課
3	山元遺跡保存活用計画策定事業	新規	生涯学習課

13 - 2 史跡整備事業の推進



(1) 基本的な考え方

- ・史跡ごとに整備基本計画を策定または改定し、計画にのっとった整備を行うことにより、保存と活用を推進します。

(2) 具体的な取組 (3事業)

No.	施策 (事業) 名	区分	担当課
1	村上城跡整備基本計画改定事業	新規	生涯学習課
2	山元遺跡整備基本計画策定事業	新規	生涯学習課
3	史跡整備事業 (平林城跡・村上城跡)	継続	生涯学習課

基本施策 13 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
13 - 1	各史跡における現地説明会や講座の開催回数	3回 (2回)
13 - 2	史跡村上城跡整備事業 (令和8年度までの石垣修復面積)	24.8 m ²

基本施策 14 生涯スポーツの推進

14 - 1 子どものスポーツ機会の充実



(1) 基本的な考え方

- 子どもたちがスポーツの楽しさや喜びを実感し、体力や運動能力を高める機会の充実を図ります。また、小学校の体育事業をサポートする学校体育支援事業の充実を図ります。休日の中学校部活動の段階的な地域移行については、関係機関と連携し、実施できる地域の支援体制の整備に努めます。

(2) 具体的な取組（3事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	子どもを対象としたスポーツ教室の開催（幼児含む）	継続	生涯学習課
2	学校体育支援事業	継続	生涯学習課
3	中学校部活動との地域連携事業	新規	生涯学習課

14 - 2 若年期から高齢者スポーツの推進



(1) 基本的な考え方

- 教育委員会や総合型地域スポーツクラブ※、スポーツ団体等が実施するスポーツ教室等を通して、若年期から高齢者のスポーツ活動の習慣化や日常化を推進します。また、障がい者がスポーツに楽しめる機会の提供や環境づくりを進め、スポーツへの参加を支援していきます。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	スポーツ教室等の開催	継続	生涯学習課

14 - 3 スポーツを通じた健康増進



(1) 基本的な考え方

- ・スポーツと保健・介護など異分野と連携した事業や地域資源を活用した事業により、健康スポーツの普及やスポーツに参加できる機会の創出に努めます。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	保健・介護等異分野と連携した事業	継続	生涯学習課
2	地域資源を活用したスポーツ事業	継続	生涯学習課

基本施策 14 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
14-1	子どもを対象としたスポーツ教室の事業数（指定管理事業）各地区3事業	15件 (16件)
14-2	スポーツ人口の増加を図るために、市・各種スポーツ団体が実施するスポーツ事業への参加者数	66,400人 (54,397人)

基本施策 15 競技スポーツの推進

15 - 1 指導者の確保と養成、活動環境の整備



(1) 基本的な考え方

- ・スポーツ事業の指導に携わっている人を対象に、指導者の指導技術の向上を目的とした指導者研修会を実施します。また、スポーツ指導者バンク※など指導者の確保や活動環境の整備について研究します。

(2) 具体的な取組（2事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	スポーツ指導者養成事業	継続	生涯学習課
2	指導者の確保、活動環境の研究	新規	生涯学習課

15 - 2 各種大会・合宿の誘致の推進



(1) 基本的な考え方

- ・屋内スケートボード施設の拠点を有する市として、大会や合宿を積極的に誘致し、観光との融合による地域活性化を図る取組の実施に努めます。また、合宿チームによるスポーツ教室の実施などアスリートに接する機会の創出に努めます。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	各種大会・合宿の誘致	継続	生涯学習課

15 - 3 アスリートの育成・支援



(1) 基本的な考え方

- ・トップアスリートを指導者に迎えるなど、市民がより高度なスポーツに触れることのできる環境整備に努めます。また、全国大会出場者へ激励金を交付して出場支援を行います。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	競技スポーツ*強化事業	継続	生涯学習課

基本施策 15 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
15-1	競技力向上を図るための専門性の高い公認指導者*（士）数	150人 (125人)
15-2	各種大会・合宿の誘致数	3件 (1件)
15-3	全国大会への出場者数	110人 (11人)

基本施策 16 スポーツ環境の整備・充実

16 - 1 スポーツ施設整備事業



(1) 基本的な考え方

- ・スポーツ施設については、本市のスポーツ施設整備計画に基づき、施設の最適配置を見据え、施設の計画的な改修や設備の修繕等を講じながら、利用者の利便性や安全性に配慮した整備に努めます。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	スポーツ施設整備事業	継続	生涯学習課

16 - 2 スポーツ推進組織体制の整備



(1) 基本的な考え方

- ・人口減少社会に向かうことを見据え、他団体と共存持続可能なスポーツ推進組織の構築を目指し、現状や課題を把握した上で検討協議を進めます。

(2) 具体的な取組（1事業）

No.	施策（事業）名	区分	担当課
1	スポーツ推進組織の連携・強化事業	継続	生涯学習課

16 - 3 身近なスポーツ環境づくり



(1) 基本的な考え方

- ・生涯にわたりスポーツを継続して実施できるよう、気軽にできるウォーキングに関する情報提供を行うなどスポーツ施設以外でも実施できるスポーツ環境づくりに努めます。

(2) 具体的な取組 (1事業)

No.	施策(事業)名	区分	担当課
1	ウォーキング活動の支援事業	新規	生涯学習課

基本施策 16 成果指標

施策No.	成果指標	目標値 (R2の実態)
16-1	スポーツ施設等利用者数	404,200人 (298,340人)

參考資料

用語解説表

【あ行】

ICT機器	情報通信技術（ICT）を活用する際に用いる機器。コンピュータ、タブレット端末、電子黒板、プロジェクタなど。
ICT教育	情報通信技術（ICT）を活用した教育。コンピュータ、タブレット端末、電子黒板などのICT機器や、無線LAN、デジタル教科書、学習用ソフトウェアなどを活用する。
アクション・プラン	いわゆる行動計画書で、課題を明らかにした上で改善策を述べ、「いつまでに何をやる」など具体的な施策内容とその実施期間を記載する。
いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法第11条に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための市としての基本的な方針。
移動図書館	書籍などの資料と職員を載せた自動車を利用して、図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供する仕組みのこと。村上市、関川村及び粟島浦村を定期巡回している。
英語検定	公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能の検定。5級(中学初級程度)・4級(中学中級程度)・3級(中学卒業程度)・準2級(高校中級程度)・2級(高校卒業程度)・準1級(大学中級程度)・1級(大学卒業程度)が設定されている。
大須戸能	大須戸能は朝日地区大須戸に伝承する郷土芸能で、昭和30年2月9日に新潟県無形民俗文化財に指定された。毎年4月3日に八坂神社で能が奉納される。

【か行】

外郭団体	行政から出資・補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体。
外国語指導助手	小・中学校において異文化の理解を深めるとともに、英語力の向上を図るため、日本人教員の助手として英語授業に携わる、外国人及び日本人の語学指導助手。
学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。
介助員	校長の指導の下、特別な支援を要する子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導の補助に当たる会計年度任用職員。
学校運営協議会	法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。
GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
キャリア教育	学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせると共に、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

キャリア・スタート・ウィーク	中学生が働くことの意義や満足感を感じるよう、学校と事業所が連携を図りながら実施する職場体験ウィーク（週間）。
キャリア・パスポート	児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたキャリア教育の記録。小・中・高12年間継続して活用する。
教育基本構想	市町村合併時において、新市の教育の基本的な方向について住民並びに関係機関に提示し、教育部門における合併準備を的確に進め、新市の教育の一層の進展を図ることを目的にまとめた教育の基本的な骨組み。
教育支援センター	関係機関と連携し、教育相談に関すること及び学校への支援・指導を行う。併せて教育関係職員の研修に関すること、適応指導教室の運営及び生徒指導保護者の支援・指導に関することを行う機関。
競技スポーツ	プロスポーツやオリンピックに代表されるように、スポーツ技術や記録の向上を目指し、自らの能力と技術の限界に挑むスポーツ活動。
高度情報化	情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心として機能する社会に変化し発展していくこと。
公認指導者	日本スポーツ協会および加盟団体が「公認スポーツ指導者制度」に基づいて資格認定する指導者。スポーツ医・科学の知識等を活かしてスポーツを正しく、安心・安全に指導し、スポーツの本質的な楽しさや素晴らしさを伝える。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
コンテンツ	（電子的な手段で提供する）情報の中身・内容。

【さ行】

持続可能な開発目標（SDGs）	国連が定めた持続可能な開発目標の総称で、17の大きな目標と169のターゲットなどで構成された世界共通の行動方針。Sustainable Development Goalsの略。
視聴覚ライブラリー	学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るために設置され、学校、社会教育施設などの団体向けに、視聴覚機材及び教材の貸出など、視聴覚教育に関わる各種事業を行う機関。
市民憲章	市民の目標や理念を表しており、市民のスローガンとなるもの。
社会教育指導員	社会教育における特定分野についての直接指導や学習相談に応じる会計年度任用職員。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する、学用品代や給食費などの援助。
就学時健康診断	学校保健安全法に基づき、翌年4月に小学校に入学する子どもの心身の状況を把握し、保健上の適切な就学を図るために実施する。
主体的・対話的で深い学び	児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることを目指した授業改善の視点。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の3つの視点から学びの姿を整理している。

奨学金事業	大学、短大又は専修学校の在学者で、学業成績優良であって経済的理由により就学困難な者に、無利子の奨学金（月額7・5・3万円）の貸与を行う。
食育推進	食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食についての教育を推進すること。
スクールガード・リーダー	学校と連携して、学校内外での子供たちの安全の確保や、安心して安全に学習できる環境を守るため、担当校を中心に巡回指導などを行う者。
スポーツ指導者バンク	スポーツ活動の普及、発展を図るため、有能なスポーツ指導者の登録を行い地域や職場のスポーツ団体、学校等の要請に応じて適切な指導者を紹介・派遣する制度。
青少年健全育成活動	青少年の育成を目的として、青少年に関する相談や街頭活動、有害環境の浄化活動、各種イベントをはじめとする広報啓発活動等。
全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するための調査。調査対象学年は小学校第6学年と中学校第3学年。教科に関する調査（国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査がある。
総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営させるスポーツクラブ。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会。

【た行】

地域学習講座	自分が生まれ育った土地や故郷など特定の地域の歴史、風土、文化、自然、産業などについての学習。
地域学校協働活動	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動。
地域未来塾	地域学校協働活動の一つ。地域の方が学習支援員として中学校の放課後学習等を支援する。
中央教育審議会	日本の文部科学省におかれている審議会。文部科学大臣の諮問に応じて、様々な重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べる。
超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。

適応指導教室	学校生活における悩みやその他の理由等により学校に行くことが困難となっている児童生徒に対し、各教育事務所で指導員が学校生活への復帰を支援するため設けている教室。
出前講座	行政などのさまざまな仕事や制度について、担当の職員等が直接出向いて説明する学習機会を提供する、いわゆる移動講座。
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致（地域の歴史や伝統を残している環境）を形成している伝統的な建造物群で価値が高いとされる文化財。
同和教育	教育全般において、部落差別を解消するために行われる教育活動。
図書館ネットワーク	コンピュータや通信を基盤に、村上市岩船郡内図書館(室)の蔵書および利用者データを一元管理して、郡市内いずれの図書館においても1枚の図書館カードで利用できるようにして利用者の利便性と資料の有効活用を図るもの。

【な行】

新潟県防災教育プログラム	新潟県において今後起こり得る「津波災害」「地震災害」「洪水災害」「土砂災害」「雪災害」「原子力災害」の6つの災害について、カリキュラム構成及び学習指導案、ワークシート、学習資料を制作したもの。
--------------	--

【は行】

非常勤講師	校長の指導の下、児童生徒の学習状況に応じたきめ細かな指導の補助等に当たる会計年度任用職員。
平林城跡	戦国時代に小泉莊加納を領した色部氏が要害山に築城した山城で、山城のふもとには土塁と空堀からなる居館が広がる。慶長3年（1598）に色部氏が出羽国に移封され廃城となった。昭和53年9月18日に国史跡に指定された。
標準学力検査NRT	学習指導要領に準拠し、各教科の内容に合わせた領域で構成され、全国標準に照らして相対的に学力を把握するための検査。
ブックスタート	市が行う0歳児健診などの機会に、赤ちゃんとその保護者に「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントし、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。
文化財	我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産で、有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書等）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋等）、記念物（遺跡、名勝、動物、植物、地質鉱物等）等、文化的景観、伝統的建造物群に分けられる。
平和学習	平和の尊さを学ぶため、原子爆弾の被爆地を訪問したり、体験者の講演等を聞いたりする学習。
放課後子ども教室	地域住民の参画のもと、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。
保存活用計画	各市町村におけるあらゆる文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

【ま行～】

村上城跡	戦国時代に小泉荘本庄を領した本庄氏が築城し、江戸時代には村上氏・堀氏・松平氏等が山上（臥牛山、お城山）を中心に石垣を張り巡らせ近世城郭へ改造した。平成5年（1993）6月8日に国史跡に指定された。
山元遺跡	弥生時代後期（1,900年前）を最盛期とする国内最北の高地性環濠集落（高台に造られ、周りに濠を巡らせた集落）。地元の土器のほか西の文物（北陸の土器、青銅器、鉄器、ガラス小玉等）と北の文物（北海道の土器等）が一緒に出土しており、広域的な交流が明らかになった。平成28年10月3日に国史跡に指定された。
理科教育センター	理科教育の振興のため、理科教育関係職員の研修、理科教材及び資料の作成、理科教育の調査及び研究を行う機関。

村上市教育基本計画策定委員会設置要綱

平成21年6月1日

教育委員会告示第5号

改正 平成28年6月28日教委告示第5号

令和3年4月28日教委告示第5号

(設置)

第1条 村上市における村上市教育基本計画（以下「教育計画」という。）を策定するため、村上市教育基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育計画の基本構想・基本計画に関する事項
- (2) 教育計画立案及び調整に関する事項
- (3) その他教育計画に関する重要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立小中学校の学校長
- (3) 各種機関・組織等の関係者
- (4) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から教育計画の策定が完了する日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は策定委員会を統轄し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある委員のみで開催することができる。

(部会)

第7条 策定委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、部会を統轄し、部会の事務を掌理し、所掌事務にかかる資料等を委員長に提出するものとする。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、学校教育課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成28年6月28日教委告示第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月28日教委告示第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第3次村上市教育基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	所 属 等
1	◎ 山口 又一郎	学識経験者
2	松田 洋平	村上小学校長
3	仙田 健	村上第一中学校長
4	小川 剛	学校運営協議会
5	加藤 雪子	地域コーディネーター
6	剣持 樹	P T A代表
7	百武 勇一	社会教育委員
8	佐藤 香	社会教育委員
9	美濃 貞二	スポーツ審議会
10	島田 英宏	総合型スポーツクラブ
11	武者 秀雄	文化財保護審議会
12	倉崎 勝郎	村上市美術協会
13	板垣 和伸	図書館協議会
14	○ 矢部 常男	青少年健全育成市民会議

◎ 委員長 ○ 副委員長

第3次村上市教育基本計画におけるSDGsへの取組

SDGsの目標	教育基本計画上の取組
1 貧困をなくそう 	経済的理由により逸失されることのない教育の提供に取り組めます。
3 すべての人々に健康と福祉を 	心身ともに健康な生活を送れるよう、福祉を推進する教育に取り組めます。
4 質の高い教育をみんなに 	持続可能な社会の構築に資するために必要な知識や技術を身につける教育に取り組めます。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	すべての人に対する、あらゆる差別をなくすための教育に取り組めます。
8 働きがいも経済成長も 	子どもたちの勤労観を育むとともに、大人たちの働きがいを醸成する教育活動に取り組めます。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	質が高く、信頼でき、また、持続可能かつ災害にも強いITインフラによる教育に取り組めます。
10 人や国の不平等をなくそう 	年齢、性別、障がいなどにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的に取り残されない教育に取り組めます。
11 住み続けられるまちづくりを 	まちづくりへの市民参画のもと、(災害に強い地域づくりなどの居住環境改善とともに)歴史遺産や文化財の保護保全に努めます。
12 つくる責任、つかう責任 	生産と消費の観点から、自然と調和した暮らしに関する知識を得る教育に努めます。
15 陸の豊かさも守ろう 	絶滅が心配されている陸上生物の保護など、生物多様性が失われることを防ぐ教育に努めます。
16 平和と公正をすべての人に 	平和な社会づくりのために、あらゆる形の暴力・不正をなくす教育に取り組めます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	教育を取巻くあらゆる資源を活用し、すべての市民がかかわり、つながり合う教育の推進に取り組めます。